

令和7年度弘前市宿泊税システム整備等補助金交付要綱

(目的)

第1条 市は、宿泊事業者（市内で旅館業等を営む者をいう。以下同じ。）が宿泊税の徴収事務の円滑な実施のために行うシステムの整備等を支援することにより、宿泊事業者の事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図るため、令和7年度予算の範囲内において、弘前市宿泊税システム整備等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、弘前市宿泊税条例（令和7年弘前市条例第18号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

- (1) 宿泊管理システム 宿泊料金、宿泊者数等を管理するシステム（POSレジシステムのほか、サーバ、パソコン等で動作するシステムを含む。）をいう。
- (2) 関係帳票 伝票、領収証等宿泊料金の徴収に用いる帳票（宿泊管理システムにより出力されるものを除く。）をいう。
- (3) 補助事業 次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ定める事業をいう。
 - ア システム整備事業 宿泊税の徴収に対応した宿泊管理システムを新たに構築し、又は既存の宿泊管理システムを宿泊税の徴収に対応するよう改修する事業
 - イ 関係帳票整備事業 宿泊税の徴収に対応した関係帳票を新たに調達し、又は既存の関係帳票を宿泊税の徴収に対応するよう修正する事業
 - ウ 周知事業 宿泊税の徴収について周知をすることを目的としてホームページ、パンフレット等を作成し、又は修正する事業
- (4) 市税 個人市民税（申請者（補助金の交付を申請する者をいう。以下同じ。）が個人の場合）、法人市民税（申請者が法人の場合）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）及び入湯税をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、条例第8条第1項又は附則第3項の規定に基づき申告書を提出した特別徴収義務者とする。ただし、令和6年度において納付すべき市税を滞納している者を除く。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するために必要な経費であって、次の各号に掲げるもの（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とし、補助事業者が経営する宿泊施設（以下単に「宿泊施設」という。）ごとに算定するものとする。

- (1) 委託料

- (2) 手数料
- (3) 機器購入費
- (4) ソフトウェア購入費
- (5) 消耗品費
- (6) 印刷製本費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 経常的な支出であると認められる経費
- (2) 他の補助金の交付の対象となっている経費
(補助金の額)

第5条 1 宿泊施設当たりの補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、令和7年度における宿泊施設当たりの補助金の額は500,000円を上限とする。

(交付申請)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和7年度弘前市宿泊税システム整備等補助金交付申請書(様式第1号)とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 補助事業に要する経費の内訳が分かる見積書の写し

3 市長は前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の申請書の提出期限は、令和7年11月28日とする。

(交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、あらかじめ令和7年度弘前市宿泊税システム整備等補助金事業変更・中止・廃止承認申請書(様式第4号)を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更が軽微である場合はこの限りでない。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業を行うためにシステム構築等の委託、物品の購入等をする場合は市内事業者(市内に本店、支店又は営業所を有するもの。以下同じ。)に発注するものとする。
- (4) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、市内事業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書(様式第5号)を提出しなければならない。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した機器等(以下「処分制限財産」という。)について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数(以下「耐用年数」という。)を経過するまでは、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。

(交付決定)

第8条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和7年度弘前市宿泊税システム整備等補助金交付決定通知書(様式第6号)とする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知の送付を受けた日から起算して14日を経過した日とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和7年度弘前市宿泊税システム整備等補助金事業完了(廃止)実績報告書(様式第7号)とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書(様式第8号)

(2) 収支決算書(様式第9号)

(3) 補助事業の実施内容が確認できる書類(契約書、システム整備に係る完了報告書、整備したシステムのマニュアル、納品書の写し、写真等)

(4) 領収書の写し等支払いを証明する書類

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日(第7条第1号の規定により補助事業の廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は令和8年2月27日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和7年度弘前市宿泊税システム整備等補助金交付額確定通知書(様式第10号)とする。

(財産の管理及び処分)

第12条 補助事業者は、処分制限財産についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 規則第20条ただし書の市長が定める期間は、耐用年数を経過するまでの期間とする。

3 規則第20条第2号の市長が定めるものは、処分制限財産とする。

(補助金の請求等)

第13条 補助金の請求は、令和7年度弘前市宿泊税システム整備等補助金請求書(様式第11号)を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振込により交

付する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。